

みまもり通信 その68 <平成26年12月号>

不用品を買取ると電話があり、業者が自宅に来た



結局貴金属しか買取られず不満...

「『不用品はありませんか?』と電話があり、古着の買取りに来てもらった。しかし古着を見た業者に、『これは買取れない、貴金属はないか。わが社ではどこよりも高く買い取る』と言われ、金のアクセサリーを見せて売却した。しかし相場より安く、話が違うので解約したい」と相談が入りました。

事業者が自宅を訪問して、物品を買取る形態を**訪問購入**といい、事業者による**書面交付義務**や**クーリング・オフ制度**があります。何か問題があれば、**札幌市消費者センター(728-2121)**へご相談下さい。